改正薬機法におけるオンライン服薬指導(概要)

○ 薬機法の改正により実施可能となったオンライン服薬指導には、①オンライン診療時の処方箋に基づく服薬指導と、②在 宅訪問診療時の処方箋に基づく服薬指導に分かれる。

外来患者へのオンライン服薬指導

- ① 対面服薬指導を行ったことのある患者
- ② 当該薬局において調剤したものと同一内容の薬剤*
- ③ オンライン診療による処方箋に基づき調剤

在宅患者へのオンライン服薬指導

- ① 患家で対面服薬指導を行ったことがある患者
- ② 同左
- ③ **訪問診療による処方箋**に基づき調剤

*後発品への切り替えなど同一内容と見なせる場合を含む

【その他の要件等】

- ④ 原則として同一の薬剤師がオンライン服薬指導を実施すること
- ⑤ 服薬指導計画を策定すること(主な内容は以下のア〜エ)
 - ア 取り扱う薬剤の種類(当該患者に対面で服薬指導したことのある処方箋薬剤又はそれに準じる処方箋薬剤 であること)、授受の方法
 - イ オンラインと対面との組合せ
 - ウ 実施できない場合の規定 (実施しないと判断する場合の基準など)
 - エ 緊急時対応方針(医療機関との連絡、搬送)
- ※このほか、複数の患者が居住する介護施設等の患者に対してはオンライン服薬指導を行うべきでないとされている。

外来オンライン服薬指導の流れ (イメージ)

保険医療機関





保険薬局

①薬局の事前準備

- ・実施する薬剤師の知識・技能の習得
- 業務手順の整備
- ・必要なシステムの導入

(対面服薬指導)

患者



(対面/オンラインでの診療)

②患者のオンライン服薬指導の希望

患者から希望を受けた後の準備

4 医療機関と薬局の調整

- ・服薬指導計画の共有
- ・事前の調整 等

③薬局と患者の調整

- 通信環境の確認
- ・服薬指導計画の作成、患者との合意等

オンライン服薬指導の実施※定期的に対面での服薬指導も実施

⑤オンライン診療

- ・処方箋にオンライン診療である旨を記載
- ・患者の申し出に基づき処方箋を直接薬局に送付

処方箋

・必要に応じて服薬状況等のフィードバック

⑥オンライン服薬指導

- ・服薬指導計画に従い実施
 - ・必要に応じて計画の見直し

服薬指導計画[※] 記載事項

- 薬剤の種類
- 薬剤授受の方法
- 対面との組み合わせ(頻度、タイミング)
- 実施しない場合の判断基準
- 緊急時の医療機関との連絡、 搬送
- オンライン服薬指導方法(場所、時間、使用機器など)
- ※服薬指導計画は、適切な服薬 指導実施に支障の無い範囲で患 者ごとに適切に作成される。計画 から外れる場合には対面服薬指 導に切り替えられる。

情報通信機器を用いた服薬指導の評価 ①

外来患者へのオンライン服薬指導

(新)薬剤服用歴管理指導料 4 情報通信機器を用いた服薬指導を行った場合 43点 (月1回まで)

[対象患者]

- (1) オンライン診療料に規定する情報通信機器を用いた診療により処方箋が交付された患者、かつ、
- (2) 原則3月以内に薬剤服用歴管理指導料「1」又は「2」を算定した患者

[主な算定要件]

- 薬機法施行規則及び関連通知に沿って実施すること
- 服薬指導計画を作成し、当該計画に基づき実施すること
- オンライン服薬指導を行う保険薬剤師は、原則として同一の者であること
- 手帳により薬剤服用歴及び服用中の医薬品等について確認すること
- ※ このほか薬機法により、当該薬局において調剤したものと同一内容の薬剤について、オンライン診療による処方箋により調剤することなどが 要件として求められる。

[施設基準]

- (1) 医薬品医療機器等法施行規則及び関連通知に沿ってオンライン服薬指導を行う体制を有する保険薬局であること。
- (2) 当該保険薬局において、1月当たりの次の①、②の算定回数の合計に占めるオンライン服薬指導(※)の割合が1割以下であること。
- ① 薬剤服用歴管理指導料
- ② 在宅患者訪問薬剤管理指導料(在宅患者オンライン服薬指導料を含む。)
- ※ 薬剤服用歴管理指導料「4」及び「在宅患者オンライン服薬指導料」の合計



情報通信機器を用いた服薬指導の評価 ②

在宅患者へのオンライン服薬指導料

(新) 在宅患者訪問薬剤管理指導料 在宅患者オンライン服薬指導料 57点(月1回まで)

[対象患者]

- (1) 在宅時医学総合管理料に規定する訪問診療の実施により処方箋が交付された患者、かつ、
- (2) 在宅患者訪問薬剤管理指導料が月1回算定されている患者

[主な算定要件]

- 保険薬剤師1人につき、在宅患者訪問薬剤管理指導料1から3までと合わせて週40回に限り、週10回を限度として算定できる。
- 薬機法施行規則及び関連通知に沿って実施すること
- 服薬指導計画を作成し、当該計画に基づき実施すること
- オンライン服薬指導を行う保険薬剤師は、原則として同一の者であること
- ・訪問診療を行った医師に対して、在宅患者オンライン服薬指導の結果について必要な情報提供を文書で行うこと
 - ※ このほか薬機法により、当該薬局において調剤したものと同一内容の薬剤であることなどが要件として求められる

[施設基準]

(1)薬剤服用歴管理指導料の4に係る届出を行った保険薬局であること

オンライン服薬指導を活用した在宅患者への薬学管理(イメージ)

第1週	第2週	第3週	第4週
訪問		訪問	



月2回の訪問(※)のうち、1回をオンライン服薬指導で対応した場合は「在宅患者オンライン服薬指導料」の算定が可能 ※在宅患者訪問薬剤管理指導料の算定

第1週	第2週	第3週	第4週
訪問		オンライン	

改正薬機法によるオンライン服薬指導(9/1施行)

R 2.4.10事務連絡の取扱い

実施 方法

- ✓初回は対面(オンライン服薬指導不可)
- ✓ (継続して処方される場合) オンラインと 対面を組み合わせて実施

通信方法

✓映像及び音声による対応(音声のみは不可)

薬剤師

✓原則として同一の薬剤師がオンライン服薬 指導を実施

処方箋

✓オンライン診療又は訪問診療を行った際に 交付した処方箋

薬剤の 種類

✓ これまで処方されていた薬剤又はこれに準じる薬剤(後発品への切り替え等を含む。)

調剤の取扱い

✓処方箋原本に基づく調剤(処方箋原本の 到着が必要。)

- ✓初回でも、薬剤師の判断により、電話・オン ライン服薬指導の実施が可能
- ✓電話(音声のみ)でも可
- ✓かかりつけ薬剤師・薬局や、患者の居住地 にある薬局により行われることが望ましい
- ✓どの診療の処方箋でも可能(オンライン診療又は訪問診療を行った際に交付した処方箋に限られない)
- ✓原則として全ての薬剤(手技が必要な薬 剤については、薬剤師が適切と判断した場 合に限る。)
- ✓医療機関からファクシミリ等で送付された処 方箋情報により調剤可能(処方箋原本は 医療機関から薬局に事後送付)

今後のオンライン服薬指導

(今後のオンライン服薬指導の考え方)

◆ オンライン服薬指導については、オンライン診療の検討と同様に、新型コロナウイルス 感染症の拡大に際しての時限的・特例的措置の実績を踏まえ、改正薬機法(本年9/1 施行)に基づくルールの見直しを検討する。

(今後の対応方針)

- ◆ 本年度の厚生労働科学特別研究事業「オンライン服薬指導を実施する薬剤師に必要な研修プログラムに関する研究」(研究代表者:亀井美和子 帝京平成大学薬学部教授)において、オンライン服薬指導の時限的・特例的な取扱いに関する効果や課題等の検証に当たり、実施状況を把握するため、10月から実態調査を実施予定。
- ◆ その結果を踏まえ、患者が安心してオンライン服薬指導を受けられるよう、安全性や信頼性を担保するためのルールの見直しの検討を進めていく。